

[事案 2022-57] 保険料返還請求

・令和4年9月8日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に支払った一時払保険料が過大であることを理由に、実際の保険料との差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年2月に契約した一時払養老保険について、以下等の理由により、既払込保険料と実際の保険料との差額を返還してほしい。

- (1) 契約時、申込書には保険料が記載されておらず、保険料がいくらであるか把握していなかった。また、募集人に一時払保険料として300万円を手渡した際、領収書が交付されなかった。
- (2) 令和3年1月、保険会社に領収書を求めたところ、一時払保険料は約270万円であったことが分かった。
- (3) 契約時には、募集人および営業所長から、おつりですと言われ小銭を渡されただけで、差額の約30万円が未だに返金されていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険料は申込書に明記されており、申立人は契約内容を理解したうえで申込みをしている。
- (2) 募集人が差額を返金しなかったという事実はないと考えられるが、仮に、差額が返金されていないとしても、申立時点で契約時から10年以上経過しており、当社は消滅時効を援用する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。